

小樽市火災予防条例の一部を改正する条例（原案の概要）

屋外における催し等の火災対策の充実を図るため
「小樽市火災予防条例」の一部を改正します。

1 条例改正の必要性と目的

平成25年8月15日に京都府福知山市において死者3名、負傷者56名が発生した福知山花火大会火災を受けて、総務省消防庁が「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として「屋外イベント会場等火災対策検討部会」を開催して検討を行い、「屋外イベント会場等火災対策報告書」として屋外における催し等の今後の火災対策の進め方などを取りまとめました。

国は、この検討部会の報告を踏まえ、市町村の火災予防条例において屋外における催しの防火管理体制の構築を図る規定を設けることなどについて、「〇〇市（町・村）火災予防条例（例）」（以下「条例（例）」とします。）の一部を改正するとともに、全国の市町村に対して助言を発出（平成26年1月31日消防予第20号）しています。

このように、屋外における催し等の火災危険性を低減するための対策が国から示されていることから、小樽市火災予防条例の一部を改正し、本市において福知山花火大会火災のような大きな被害を伴う火災の発生を防止するための規定を設けようとするものです。

2 条例改正の主な内容

(1) 「指定催し」の指定

項 目	火災の発生を防止するための規定の内容	
	国の示す規定（条例（例））	本 市 の 規 定
「指定催し」の指定	条例（例）第42条の2第1項 消防長は、多数の者の集合する大規模な屋外での催しで、火災時に人命等の重大な被害が予想されるものを「指定催し」として指定する。	条例（例）の内容と同様とする。
「指定催し」の指定に係る手続	条例（例）第42条の2第2項 消防長は、「指定催し」を指定しようとするときは、あらかじめ、催しの主催者に意見を聞くことを原則とする。	条例（例）の内容と同様とする。
「指定催し」の指定に係る通知等	条例（例）第42条の2第3項 消防長は、「指定催し」を指定したときは、その旨を主催者に書面をもって通知するとともに、公示する。	条例（例）の内容と同様とする。

(2) 屋外催しに係る防火管理

項 目	火災の発生を防止するための規定の内容	
	国の示す規定（条例(例)）	本市の規定
屋外催しに係る防火管理	条例（例）第42条の3第1項 「指定催し」の主催者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、計画に従って火災予防上必要な業務を行わせる。	条例(例)の内容と同様とする。
屋外催しに係る防火管理の届出	条例（例）第42条の3第2項 「指定催し」の主催者は、開催する日の14日前までに、火災予防上必要な業務に関する計画を消防長に提出する。	条例(例)の内容と同様とする。

(3) 露店等を開設しようとする場合の届出

項 目	火災の発生を防止するための規定の内容	
	国の示す規定（条例(例)）	本市の規定
露店等を開設しようとする場合の届出	条例（例）第45条第6項 多数の者の集合する催しで対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等を開設しようとする場合は、事前に消防長に届け出るものとする。	条例(例)の内容と同様とする。

(4) 罰則

項 目	火災の発生を防止するための規定の内容	
	国の示す規定（条例(例)）	本市の規定
罰則	条例（例）第49条第4項 条例（例）第50条 「指定催し」の主催者が、火災予防上必要な業務に関する計画を消防長に提出しなかった場合は、30万円以下の罰金を科す。なお、この罰則は、行為者のほか、その法人等に対して同時に適用する場合がある。	条例(例)の内容と同様とする。

(5) 上記のほか、消防法第9条の規定に基づき、催しで対象火気器具等を使用する場合の消火器の準備等についての規定を設けます。

※ 対象火気器具等とは、コンロ、グリドル、ストーブ、発電機などの火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具です。

3 施行期日

条例の施行期日は、平成26年8月1日を予定しています。

なお、施行の日から起算して14日を経過する日までの間に終了する「指定催し」については、上記2(2)の屋外催しに係る防火管理の規定を適用しないこととする経過措置を設けます。